

1. 件 名：京都大学複合原子力科学研究所の
京都大学臨界実験装置(KUCA)の施設管理に関する行政相談
2. 日 時：令和3年7月15日(木) 17時40分～17時50分
3. 場 所
(1) 原子力規制庁 10階南会議室
(2) 京都大学複合原子力科学研究所
※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
(1) 原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
木村管理官補佐、加藤上席安全審査官、荒川安全審査官
(2) 京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 議事要旨
(1) 京都大学複合原子力科学研究所(以下「京都大学」という。)から、資料1を用いて、KUCAの運転を相当期間停止する場合の特別な措置(試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則(以下「試験炉則」という。)第9条第1項第7号)を、保安規定の施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画のなかで実施することについて、原子力規制庁に相談があった。
(2) 原子力規制庁は、以下の回答を行った。
○京都大学は、試験炉則第9条第1項第7号にあるとおり、施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画に、KUCAの運転を相当期間停止する場合の特別な措置を定めて、措置を講ずること。
(3) 京都大学から、(2)について、了解した旨の回答があった。
6. 配付資料
(1) 京都大学からの配付資料
資料1 KUCAの相当期間停止中の施設管理について